

足立区特定健康診査受診券等送付用封筒裏面広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区が作成する特定健康診査・後期高齢者医療健康診査・特定保健指導受診券等送付用封筒の裏面（以下「送付用封筒裏面」という。）に広告を掲載することに関し必要な事項を定め、もって区民への生活情報を提供するとともに、収入の確保を図ることを目的とする。

(申込者の資格)

第2条 広告掲載の申込みができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営業を担保するに足る営業用財産を保有し、差押、担保権の実行、滞納処分等がされておらず、破産手続等の申立てがされていないこと。
- (2) 営業店舗において営業実態が確認できること又は営業内容の表示がされていること。
- (3) 電話帳やホームページ等に電話番号を掲載し、営業時間内に連絡がとれること。
- (4) おおむね1年以上引続き同一営業を営んでいること。
- (5) 特定健康診査・後期高齢者医療健康診査・特定保健指導実施医療機関を除く。ただし、広告の内容が当該医療機関の診療、健診または保健指導に係るものでない場合は、この限りでない。
- (6) その他区長が適当でないと認めるものを除く。

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める「風俗営業」又は「風俗関連営業」に係るもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び個人的宣伝等に係るもの
- (4) 法令で禁止され、又は法令に抵触するおそれのあるもの
- (5) 医療機関が掲載する広告において、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査又は特定保健指導の利用を促す内容その他医療行為や診療内容に該当するおそれのあるものを含まないこと。
- (6) その他、区の発行物に掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の掲載規格及び掲載料)

第4条 送付用封筒裏面の広告規格及び掲載料は、別表第1に定めるとおりとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者（以下「希望者」という。）の募集は年1回とし、広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 希望者は、広告掲載申込書（別記様式第1号）に広告の原稿を添えて、区長に申し

込むものとする。ただし、申込者が希望できる広告箇所は、別表第1に定める募集種別のうち一枠とする。

(広告掲載の決定等)

第7条 区長は、前条に規定する申込書を受理したときは、第12条に規定する委員会に付議し審査のうえ、掲載の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定に基づき広告掲載に関する決定をしたときは、速やかに希望者に足立区特定健康診査受診券等送付用封筒裏面広告掲載の決定について（別記様式第2号）又は足立区特定健康診査受診券等送付用封筒裏面広告掲載について（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、区長の指定する期日までに、広告の版下原稿を提出するものとする。

4 広告主がいないときは、内部広告を掲載することができる。

(広告主の責任)

第8条 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

2 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告掲載の決定連絡を受けたのち、区長の指定する期日までに広告掲載料（以下「掲載料」という。）を納付しなければならない。

(掲載料の返還)

第10条 納付された掲載料は返還しない。ただし、掲載決定後、広告主の責めによらない事由により広告を掲載できなかったときは、掲載料を返還するものとする。

(広告掲載決定後の取消し)

第11条 区長は、広告主が次のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 掲載料を指定する期日までに納付しなかったとき。

(2) 広告の掲載辞退の申出があったとき。

(3) 掲載決定後、第2条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(4) 掲載決定後、第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(選定委員会の設置)

第12条 掲載の可否を決定するに当たり、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長及び委員は、別表第2に掲げる職にあるものとする。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 委員長は、委員会を代表し、会議を統括する。委員長が出席できないときは、データヘルス推進課長がその職務を代理する。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決す

るところによる。

(審査及び選定順位)

第13条 委員会は、別表第3に定める評価基準に基づき審査を行い、選定順位を決定のうえ、掲載可能な範囲で広告掲載を決定する。

2 前項による審査の結果、同順位となった希望者があった場合、別表第1に定める広告規格のうち広告箇所裏面6分の1を希望したものを優先する。ただし、掲載可能な範囲を超える場合はこの限りでない。

3 前項の規定により優先順位を決定してもなお同順位となる希望者が複数いる場合は、抽選により掲載者を決定する。

(事務局)

第14条 広告掲載に係る事務局は、衛生部データヘルス推進課に置く。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については区長が別に定める。

付 則 (足足保健発第5号 衛生部長決定)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付 則 (足足保健発第2373号 衛生部長決定)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

付 則 (足足保健発第1197号 衛生部長決定)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則 (24足足保健発第1096号 平成25年3月15日衛生部長決定)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (27足足保保発第2420号 平成28年3月25日衛生部長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (28足衛衛発第3192号 平成29年3月31日衛生部長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (31足衛デ発第1874号 令和2年3月31日衛生部長決定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (7足衛デ発第1089号 令和7年10月28日衛生部長決定)

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

	募集種別	広告箇所	規格（縦×横）	掲載料金
1	受診券等送付用封筒 角 2 サイズ	裏面 1／6 面	7 c m×8. 5 c m	6 万円
2	受診券等送付用封筒 角 2 サイズ	裏面 1／3 面	7 c m×1 8 c m	1 2 万円

別表第 2（第 1 2 条関係）

委員長	衛生部長
委 員	衛生管理課長
	データヘルス推進課長

別表第 3（第 1 4 条関係）

評価項目		配点
足立区または東京都内における本社、支店等の有無	区内本社・本部あり	2 0
	区内支店・支部あり	1 6
	都内本社・本部あり	1 2
	都内支社・支部あり	8
	それ以外のもの	6
応募事業者の公共的性格	公社・公団・公益法人等	2 0
	公共的性格のある法人	1 6
	それ以外の法人・個人	1 2
広告内容の公共性	公共的な内容であるもの	2 0
	公共的性格を有するもの	1 6
	地域性を有するもの	1 2
	それ以外のもの	8
問合せ先等の公開（ホームページに連絡先等を公開すること）	公開している	1 5
	公開していない	0
問合せ等への対応体制（平日 9：00～17：00 の間は常に電話または Eメールにより連絡をとることができること）	できる	1 5
	できない	0
あだち広報掲載有無（前年度 1 1 月～当該年度 1 0 月の間）	ある	5
	ない	0
区民の健康増進に資する内容	選定委員会において内容を評価して加点を行う。	1 ～ 5

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

（提出先）
足立区 長

足立区特定健康診査受診券等送付用封筒裏面広告掲載取扱要綱第6条に基づき、広告を掲載したいので、掲載予定原稿を添えて申し込みます。

申込者 氏名 _____

〒

住所 _____

（団体にあってはその事務所の所在地及び名称代表者名）

電話 _____ F A X _____

希望する下記の申込番号を記入してください。

※ 広告箇所は一枠のみ、原稿は白黒もしくはグレースケールとする。

申込番号		掲載金額		備 考
(第一希望) 番		円		
(第二希望) 番		円		
申込 番号	募集種別	広告箇所	規格（縦×横）	掲載料金
1	受診券等送付用封筒 角2サイズ	裏面1／6面	7 c m × 8 . 5 c m	6 万円
2	受診券等送付用封筒 角2サイズ	裏面1／3面	7 c m × 1 8 c m	1 2 万円

別記様式第2号（第7条関係）

足 年 発第 号
年 月 日

広告主 様

足 立 区 長

足立区特定健康診査受診券等送付用封筒裏面広告掲載の決定について（通知）

このことについて、下記のとおり掲載することに決定いたしました。

記

1 広 告 箇 所

2 封筒作成枚数 部

3 広告掲載料金 円

4 掲載料納付方法

別途送付する納入通知書により 年 月 日までに納入してください。

なお、期日までに納入がない場合は、本決定を取り消しますのでご注意ください。

5 問 合 せ 先 部 課 係 担当
電話 ー (直通)

別記様式第3号 (第7条関係)

足 癸 号
年 月 日

廣告主 様

足立区長

足立区特定健康診査受診券等送付用封筒裏面広告掲載について（通知）

この度は広告掲載にご応募をいただき、誠にありがとうございました。

今回は、のため広告掲載ができ

ませんでした。

次回、またよろしく願いいたします。

問合せ先 部 課 係 担当
電話 ー (直通)